各教科学習における留意事項について

令和3年6月11日改訂

甲府市立相川小学校

文部科学省，山梨県及び甲府市のマニュアルを受けて，校内で確認した内容を次の通りお知らせします。▲は，実施ができない内容　　→以降は，対応策です。

【参考資料】
〇県教委資料「指導計画作成上の留意点　指導計画作成にあたっての工夫例」
（令和2年5月14日）の各教科・領域での「指導計画作成上の留意点」
〇市教委資料「新型コロナウイルス感染症　学校再開のためのマニュアル」
（令和2年5月22日　第1版）「Ⅳ　教育活動における留意点」p.12−14
〇市教委資料「新型コロナウイルス感染症学校対応マニュアル」（令和２年８月７日第１版）
→「Ⅳ教育活動における留意点」
〇小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校において合唱を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和２年12月10日文科省）
〇市教委資料「新型コロナウイルス感染症学校対応マニュアル」（令和３年１月８日第２版）
〇市教委資料「新型コロナウイルス感染症学校対応マニュアル」（令和３年５月７日第３版）
〇市教委通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項に基づく，臨時特特別協力要請に伴う対応について」（令和３年６月11日）

各教科共通事項

◇地域感染レベル3・レベル2の場合は，次の①②は行わないこと
①「児童が長時間，近距離で対面形式となるグループワーク等」
②「近距離で一斉に大きな声を出す活動」
地域レベル1の場合は，①については換気やマスクを着用した上で短時間（およそ10～15分程度）で行うようにし，②については，換気と身体的距離を確保した上で行うこと。
③話し合い活動，インタビュー，発表会

国語

▲学級一斉での「音読」は，行わない。

社会

◇校外学習では，見学先，車内などでの感染防止対応が必要→車内が密にならないように，乗車定員数と児童数のマッチング。乗車時，降車時の手指消毒。マスク着用。当日の健康チェック。お弁当の食べ方（エチケットの距離を取る）。車内の換気に十分留意する。

◇校外学習では，換気が悪く，人が密集する場所での学習活動は行わない。

算数

2年「水のかさをはかってあらわそう」，3年「長い長さをはかって表そう」，3年「重さをはかってあらわそう」等の数学的な活動では感染防止に特に気をつけるよう指導する。

◇2年「かけ算九九」の暗唱，唱え方を学習する活動は，一斉には行わない。

理科

・班ごとに行う実験→教師の演示実験，デジタル教材動画の視聴

・3年～5年「たねをまこう」「こん虫を育てよう」「天気と気温」「天気の変化」「植物の発芽と成長」のように観察や調査を行う学習→教科書のデータやデジタルコンテンツを利用する。

・6年「動物のからだのはたらき」では唾液を使用する実験は行わない→NHKのコンテンツを利用する。

◇地域感染レベル3・レベル2の場合は近距離で活動する実験や観察は行わない。

◇理科室は2方向以上の換気を十分に行った状態で使用することができる。

生活

・1年の幼稚園との交流や昔の遊びなど外部との交流が計画されているもの→手紙での交流

・2年の町探検→写真や動画で見るなどの工夫

▲1，2年合同で交流が計画されているもの

音楽

◇単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い，歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習については地域感染レベル3・レベル2の間は見合わせること。地域感染レベル1の場合は，必ずマスクを着用した上で同じ方向を向き，換気や身体的距離の確保（前後に約2m，左右2m）等の対策を行った上で実施すること。

◇音楽室の使用について，次の条件で使用を可能とする。①一度に入室する児童を16名以上にしないこと。②二列で前後左右に広がり，左右は2m，前後は2m程度の間隔を確保すること。→マスクを着用している場合であっても前後方向及び左右方向ともできるだけ2m空けること③同一の方向を向いて行うこと。④マスクは着用すること。⑤2方向以上の窓や入り口を開

放して，換気に留意すること。

◇立っている児童の飛沫が座っている児童の顔へ付着する飛沫感染リスクを避けるため、立っている児童と座っている児童が混在しないようにすること（高低差をつけない）

◇連続した練習時間はできるだけ短くすること。常時換気を原則とし，飛沫感染に留意し，近距離での大声を徹底的に避けること。

図画工作

▲「造形遊びをする活動」において特に「共同してつくりだす活動」は，グループや多人数になると思われる。（例：段ボール等での家づくり）

・用具や材料を強要するような活動→用具の貸し借りは行わない。授業前と授業後に必ず手洗いをする。

◇地域感染レベル3・レベル2の場合は近距離で活動する共同作業等の表現や鑑賞の活動は行わない。

家庭

・被服実習を行う際には，近距離での作業を避け，共用用具は使用後に消毒をする。

・授業前と授業後に必ず手洗いをする。

◇地域感染レベル3・レベル2の間は，調理実習は見合わせること。地域感染レベル1の場合は，換気，マスク着用，調理前の手洗い，調理器具等の消毒を行った上で調理実習は可能。必ずフェイスシールドを着用させる。その際，大きな声を発する音がないよう指導をする。また，試食の際は換気と身体的距離を確保し，同じ方向を向く。（状況や内容によっては家庭科の授業を行わない場合もある。）

体育

・技能を高めることを前提として活動

・陸上運動のリレー→バトンを使用しないなどの工夫次第で可能

・球技・ボール運動で集団種目やチーム戦→十分な距離感があれば複数でのパスなどの技能を高める活動は可能

・体つくり運動・集団行動→個人で行う表現や短縄でのなわとび，ストレッチは距離間がとれれば可能

・マスクの着用について→学習の場への移動や距離間が取れない場合は着用，十分な距離が保て，換気が適切な場合は不要，マスクは体育着のポケットから落ちないように

◇授業前と授業後に手洗い，手指消毒を徹底する。

◇「はずして良い」と指示するが，「心配・不安な」場合は着用していて良いと指示

◇指導者，見学者はマスク着用，ただし，熱中症に十分に注意する

◇体育の授業は，可能な限り，屋外で行う。梅雨の時期，高温のため校庭が使用できない場合など，1クラス単位で4方向の窓を開放し，換気を十分に行った上で，体育館を使用する。

◇水遊び，水泳授業は実施しない。ただし，「安全確保につながる運動」については，指導を行う。

道徳

◇本年度は年間35時間のうち，すべての35時間，道徳の授業を実施する。

外国語・外国語活動

▲ペア・グループでのやりとり（活動）例：~~インタビュー，教室を歩き回って話す，~~握手，ハイタッチ

▲外国語教室の使用は中止

▲ALTの給食時の教室訪問（低学年）は中止

・インタビュー，教室を歩き回って話す，近距離で対面形式となるグループ活動については，地域感染レベル1の場合は，換気やマスクを着用した上で短時間（およそ10～15分程度）で行うこと

・歌，チャンツ（児童が長時間，声を出す活動）→リスニングとして扱う。換気と身体的距離を確保し，マスクを着用した上で短時間で行う。（体育館等の広いスペースで可能）

・全員での発話・発声→単語やセンテンスをリピートする時，グループや列ごとに分けて発話する。

総合

・体験的な活動については，感染防止対策を図った上で実施をする。

校外学習・修学旅行・林間学校等の行事

これらの行事は6月11日から6月20日の期間において実施しない。

① 事前対応・指導

・泊を要する学校行事については，保護者説明会を開催し，特新型コロナウイルス感染症の感染防止対応及び指導について説明し，理解を得ておく。

・保護者に対して，学校作成の同意書への記入と提出をお願いする。

・使用するバスや公共交通機関の感染防止対策について，事前に調査を行い，不備がある時は使用しない。

・「GO TOトラベルキャンペーン」による助成を活用する場合，旅行代理店との契約は「包括旅行」扱いの契約とし，かかる旅行代金は前納とする。（現在GO TOトラベルキャンペーンは停止中）

・バス内の3密を避けるために「GO TO トラベルキャンペーン」による助成を活用して，学級数＋1台分のバス増発を行う。このための諸経費について，保護者に対して事前に周知し，理解を得ておく。（現在 GO TO トラベルキャンペーンは停止中）
・見学先施設の感染防止対策について，事前に調査を行い，不備がある時は使用しない。
・訪問先の県及び市町村の感染まん延状況について，日々確認し，例えば感染の拡大，地域レベルの上昇など，実施が困難な情報または実施に迷う情報を得た時は，校長に報告し，その指示に従う。
・感染防止に必要な物品類を用意，準備する。（マスクの予備・児童用携帯消毒スプレー・フェイスガード・非接触型赤外線体温計・家庭緊急連絡先）
・保護者は，実施日の2週間前より家庭で検温及び健康観察を行い，担任は「健康チェックカード」を確認すると共に健康観察を行い，児童の健康管理を行う。
・児童に対して，事前指導として，日常の健康チェック，交通機関での感染防止対処，見学先での感染防止対処他を指導する。携帯する消毒スプレーの使用について，扱い方を指導する。火気のある場所では絶対に使用しないよう指導する。また，特に，校外での飲食になることから，児童同士で「おやつ」などのやりとりは行わないように指導する。
・校外学習中に児童に体調不良が確認された場合は，直ちに保護者に連絡をし，迎えに来ることを要請する。また，このことを事前に保護者に周知し，理解を得ておく。
・出発前の集合時に「健康チェックカード」の確認，担任による健康観察（検温を含む）を行い，記載の不備（忘れも含む）或いは体調不良者については，参加させない旨を事前に周知し，理解を得ておく。
・保護者に対して，実施日を含む2週間前までに，万一，新型コロナウイルス感染症陽性者の確認が児童，教職員にあった場合には，感染防止対策を図ることを最優先するために該当する校外学習を中止する旨を事前に周知し，理解を得ておく。
・保護者に対して，万一，中止になった場合に，状況によってキャンセル料の発生が伴い，このキャンセル料の支払いは，保護者負担になることを周知し，理解を得ておく。

② 事中対応・指導

・出発前の集合時に「健康チェックカード」の確認，担任による健康観察（検温を含む）を行い，記載の不備（忘れも含む）或いは体調不良者については，参加させない。
・集合時に，地面に直座りをさせない。
・旅行中は，朝・昼・夕と3回，児童の検温を行う。併せて，教員自身の検温も行う。
・バス乗車時毎に，消毒液で児童の手指の消毒を行う。併せて，自身の手指消毒も行う。
・バス及び公共交通機関の車内においては，換気機能を最大限に作動させ，全員がマスクを着用し，会話を控えさせる。

・バスの座席配置については，隣同士にならないように工夫をする。
・飲食は，一人ずつのセットメニューとする。
・食事を行う時は，私語をしないで食事をする。
・入浴は，単独または少人数により，短時間で効率よく行わせる。大浴場を利用した際には，大声は出させない。
・旅行中のハンカチやタオルは個人持ちとし，共用はさせない。また，ティッシュを携帯させ，利用済みのティッシュを捨てるためのビニール袋を持参させる。
・集合場所については，可能な限り，開放した広い場所を確保し，集合の方法，クラスや列の間隔・前後の隊形，並びに移動方法や経路について，余裕をもたせる。また，集合時には，短時間で点呼・注意事項の確認を行う。
・集合写真を撮影する場合は，可能な限り間隔をとり，撮影直前にマスクをはずすよう指導する。撮影後は，直ちにマスクを着用させる。
・万一の場合に備え，旅行中の記録（立ち寄り先・時刻等）を記録しておく。
・宿泊先で，体調不良の児童を確認した場合は，隔離・看護を速やかに行う。併せて，他児童の検温及び健康観察を行う。管轄保健所と医師の判断に従い，対応する。また，事前に時間外においても待機することを依頼してある学校医へ直ちに連絡をとり，指示を受ける。併せて，甲府市教育委員会に第一報を迅速に報告し，指示を受ける。また，保護者と連絡をとり，状況を報告し，迎えを要請する。

③事後対応・指導
・校外学習終了後から，2週間の期間については，特に検温及び健康観察について留意する。
風邪症状が報告された家庭に対しては，担任より電話連絡を入れて，詳細を聞き取る。状況によって，学校医に報告し，指導を受ける。